

阿南町地域防災計画の主な修正点について

令和7年9月修正
阿南町 総務課

1 阿南町地域防災計画について

- (1) 災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、防災に関して町の処理すべき業務等について定めている。
- (2) 毎年検討を行い、必要に応じて修正を行う。
- (3) 長野県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- (4) 長野県地域防災計画を基に作成し、災害の種別及びフェーズ毎にまとめている。

ア 種別

- | | | | |
|---------|--------|-----------|-----------|
| ①風水害対策編 | ②震災対策編 | ③原子力災害対策編 | ④その他災害対策編 |
|---------|--------|-----------|-----------|

イ フェーズ

-
- ```
graph LR; A[①災害予防対策計画] --> B[②災害応急対策計画]; B --> C[③災害復旧計画]
```

## 2 阿南町地域防災計画の主な修正点について

### (1) 計画修正の方針

- ◎ 国の防災基本計画の見直しを踏まえた長野県地域防災計画の修正を基に修正
- ・ **能登半島地震を踏まえた修正**  
⇒ 避難所の環境改善、物資調達・輸送体制整備、自治体支援・受入体制強化、被災地の状況把握 等
  - ・ **近年の災害時等の課題**を踏まえ、講じられた最近の施策の進展を踏まえた修  
⇒ 災害情報の集約化、アンダーパス対策、避難所以外で避難生活を送る方々への配慮
  - ・ **関係法令の改正**を踏まえた修正  
⇒ 災害対策基本法施行令の改正

### (2) 修正の主なポイント

- ◎ 国の防災基本計画の見直しを踏まえた長野県地域防災計画の修正を基に修正

#### ア 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

##### ① 避難所の環境改善を図る取組の充実（風水害対策編 第3章12節他）

- ・ パーティション、段ボールベッドの発災初期からの設置
- ・ 避難所における生活用水の確保
- ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮

##### 【能登半島地震での課題等】

- ・ 避難所開設の際に、パーティションや段ボールベッド等が設置されていない
- ・ 避難者が避難所内での居場所を定めた後のレイアウトの変更は多大な労

力を要する

- ・ トイレカーやトイレトレーラー等の快適なトイレが有効に活用された

② 物資調達・輸送体制の整備（風水害対策編 第3章10節）

- ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員・資機材等の速やかな確保に努める

【能登半島地震での課題等】

- ・ 被災自治体の職員だけでは、物資拠点の管理が困難・民間物流企業に業務委託を行い、管理及び配送を委託することで円滑に支援物資の配送が可能となった

③ 自治体の支援・受入体制の強化（風水害対策編 第2章5節）

- ・ 応援職員等が宿泊場所として活用可能な施設やスペースのリスト化
- ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や物資の確保

【能登半島地震での課題等】

- ・ 宿泊施設の被災や地理的制約により支援者の活動拠点の確保が困難
- ・ 宿泊施設の被災や地理的制約により支援者の活動拠点の確保が困難

④ 被災地の情報収集及び進入方策（風水害対策編 第2章3章、第4章第2節他）

- ・ 衛星インターネット等の活用
- ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

【能登半島地震での課題等】

- ・ 被災地への進出経路が限られている中で、道路の寸断、地盤の隆起等により、人員等の速やかな進出が困難
- ・ ライフラインの被災により避難が長期化

イ 最近の施策の進展を踏まえた修正

近年の災害時等における課題

- 災害情報は多岐にわたるが、それぞれから情報収集する必要があり、情報収集に時間を要する  
(例:停電、ガス供給、通信支障状況等)
- 集中豪雨等によりアンダーパスの排水機能を超え、冠水被害が発生  
(例:R6.8 松本市今井)
- 避難所で居場所を確保できない、家族や自身の健康状態等の理由により在宅や車中泊等で避難生活を送る方が多く存在

- 新たな総合防災情報システムの活用（風水害対策編 第2章3節）
  - ・ **新総合防災情報システム**  
(SOBO-WEB)への災害情報の集約、活用

- 水害対策の強化（風水害対策編 第2章1節）
  - ・ 道路の**アンダーパス冠水等**を踏まえた**対策の強化**

- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援（風水害対策編 第2章11節他）
  - ・ **自治体、保健師、福祉関係者等**の間で**連携した状況把握**の実施
  - ・ **在宅避難者、車中泊避難者**に対する**情報の提供**

ウ 関係法令の改正を踏まえた修正

○ 災害対策基本法施行令の改正（風水害対策編 第2章9節）

- ・ **緊急通行車両確認標章等の事前交付**